

# 財政的援助団体等監査の 結果に基づく措置事項

令和7年度

佐賀県監査委員



令和 8 年 2 月 4 日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により佐賀県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 9 日

佐賀県監査委員	原 惣 一 郎
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	坂 口 祐 樹



# 目 次

## 1 重要な指摘事項に係る措置事項

### 1-1 財政的援助団体関係

#### 【団体に対するもの】

株式会社せんちゃんフーズ(企業立地課)	1
---------------------	---

#### 【所管課に対するもの】

SAGA スポーツピラミッド推進チーム(太良をふるさとにしてもらう会)	2
-------------------------------------	---

企業立地課(株式会社せんちゃんフーズ)	3
---------------------	---

## 2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項

### 2-1 団体に対するもの

#### 【財政的援助団体】

JR 九州バス株式会社(交通政策課(地域交通システム室))	4
-------------------------------	---

太良をふるさとにしてもらう会(SAGA スポーツピラミッド推進チーム)	5
-------------------------------------	---

伊万里・有田地区医療福祉組合(健康福祉政策課(がん撲滅特別対策室))	5
------------------------------------	---

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館(健康福祉政策課(がん撲滅特別対策室))	6
--	---

社会福祉法人ともしび(障害福祉課)	6
-------------------	---

佐賀県青少年育成県民会議(こども未来課)	6
----------------------	---

鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会(生産者支援課)	7
----------------------------	---

公益社団法人佐賀県農業公社(農業経営課)	7
----------------------	---

一般社団法人佐賀県畜産公社(畜産課)	8
--------------------	---

大浦地区土地改良区(農地整備課)	8
------------------	---

佐賀県漁業就業者支援協議会(水産課)	9
--------------------	---

佐賀県唐津港利用促進協議会(港湾課)	10
--------------------	----

「肥前窯業圏」活性化推進協議会(文化課)	10
----------------------	----

#### 【出資団体】

公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団(男女参画・女性の活躍推進課)	11
-----------------------------------	----

一般社団法人佐賀県畜産公社(畜産課)	11
--------------------	----

#### 【公の施設の指定管理者】

公益財団法人佐賀県教育文化振興財団 (さが政策推進チーム[佐賀県黒髪少年自然の家])	12
---	----

### 2-2 所管課に対するもの

#### 【財政的援助団体関係】

法務私学課(私立中高・専修学校支援室)(学校法人佐賀清和学園)	13
---------------------------------	----

空港課(三愛アビエーションサービス株式会社)	14
------------------------	----

交通政策課(地域交通システム室)(JR 九州バス株式会社)	14
-------------------------------	----

SAGA スポーツピラミッド推進チーム(太良をふるさとにしてもらう会) .....	15
健康福祉政策課(がん撲滅特別対策室)(伊万里・有田地区医療福祉組合) .....	15
障害福祉課(社会福祉法人ともしび) .....	16
こども未来課(佐賀県青少年育成県民会議) .....	17
こども家庭課(社会福祉法人慈恵会) .....	17
産業人材課(公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会) .....	18
生産者支援課(鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会) .....	18
農業経営課(公益社団法人佐賀県農業公社) .....	19
畜産課(一般社団法人佐賀県畜産公社) .....	19
林業課(佐賀県森林組合連合会、佐賀県山林種苗緑化協同組合) .....	20

#### 【出資団体関係】

畜産課(一般社団法人佐賀県畜産公社) .....	21
--------------------------	----

#### 【公の施設の指定管理者関係】

さが政策推進チーム	
(公益財団法人佐賀県教育文化振興財団[佐賀県黒髪少年自然の家]) .....	21
港湾課(小城市[ムツゴロウ公園]) .....	22
男女参画・女性の活躍推進課	
(公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団	
[佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター]) .....	22

## 1 重要な指摘事項に係る措置事項

### 1-1 財政的援助団体関係

#### 【団体に対するもの】

監査対象団体	株式会社せんちゃんフーズ
所管課	企業立地課
監査執行年月日	令和7年6月13日(書面による監査)
(監査の結果) 【令和5年度佐賀県工場等立地促進補助金関係】 (1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。 補助金額の算定基礎となる投資額のうち、償却資産分について、家屋分と重複しているものがあり、過大に補助金を受領していた。 ・重複していた投資額 409,578,633円 ・過大補助金受領額 32,766,000円 (※投資額×8%)	(措置の内容) ○ 令和7年11月19日付けで補助金実績報告を再提出した。 この補助金実績報告書に基づき、県から令和7年11月21日付けで補助金の額の再確定を受けた。 (再確定後の確定補助金額 136,489,000円) 超過交付された補助金は、令和8年3月27日に返還した。(返還補助金額 32,766,000円) 今後は、補助金申請に係る書類のダブルチェックを徹底する。

【所管課に対するもの】

所 管 課	SAGAスポーツピラミッド推進チーム												
監 査 対 象 団 体	太良をふるさとにしよう会												
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 6 月 19 日(書面による監査)												
<p>(監査の結果)</p> <p>【SSP単独寮運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあつた。          実績報告に際し、補助対象外経費である調理員が非番の日に寮生に提供する弁当の購入費用が補助対象経費に含まれており、また、調理員の人件費が計算誤りにより過大に計上されていたが、そのまま受理し、過大に補助金を交付していた。</p> <p>なお補助目的である適切な寮運営を行ううえで、寮生に毎日の食事を提供するための調理員非番日の弁当購入経費も補助対象となりうると思われる。今後、補助事業者と密接に連絡を取り、補助事業を実施するためにどのような経費が必要となるかを検討し、補助金交付要綱の改正等適切に対応されたい。</p> <p>&lt;補助対象経費及び補助金の過大額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使 途</th> <th>補助対象経費の額</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寮生用の弁当購入費</td> <td>101,200 円</td> <td>101,000 円</td> </tr> <tr> <td>調 理 員 人 件 費</td> <td>7,000 円</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>108,200 円</td> <td>108,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	使 途	補助対象経費の額	補助金額	寮生用の弁当購入費	101,200 円	101,000 円	調 理 員 人 件 費	7,000 円	7,000 円	合 計	108,200 円	108,000 円	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和7年12月10日付けで補助金実績報告書の再提出があつたため、この補助金実績報告書に基づき、確定補助金額の訂正を行った。</p> <p>超過交付された補助金は、令和8年1月6日に返還された。(返還補助金額 108,000 円)</p> <p>今後は補助金事務の審査を徹底し、適切な事務処理に努める。</p>
使 途	補助対象経費の額	補助金額											
寮生用の弁当購入費	101,200 円	101,000 円											
調 理 員 人 件 費	7,000 円	7,000 円											
合 計	108,200 円	108,000 円											

【所管課に対するもの】

所 管 課	企業立地課
監 査 対 象 団 体	株式会社せんちゃんフーズ
監査執行年月日	令和7年6月13日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【令和5年度佐賀県工場等立地促進補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。 補助金額の算定基礎となる投資額のうち、償却資産分について、家屋分と重複している部分があり、補助対象経費が過大に算定された実績報告書を十分に確認せず、補助金の額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重複していた投資額 409,578,633 円</li> <li>・過大補助金受領額 32,766,000 円 (※投資額×8%)</li> </ul>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和7年11月19日付けで補助金実績報告書の再提出があったため、この補助金実績報告書に基づき、確定補助金額の再確定を行った。(再確定後の確定補助金額 136,489,000 円) 過大に交付した補助金は、令和8年3月27日に返還された。 (返還補助金額 32,766,000 円) 今後は、補助金額算定の根拠となる提出書類の見直しを行い、補助額の算定を適切に行うようにする。(見直し内容:「固定資産一覧表」において、各資産の契約先・支払先を記載してもらう。契約先・支払先が同一の固定資産がある場合、重複計上がないか追加で確認する。)</p>

## 2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項

### 2-1 団体に対するもの

#### 【財政的援助団体】

監査対象団体	JR九州バス株式会社
所管課	交通政策課(地域交通システム室)
監査執行年月日	令和7年6月25日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県バス運行対策費補助金(車両減価償却費等補助金)関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>補助金額は、補助対象車両の車両価格及び付属品の合計額(ただし、上限額あり)に減価償却率等を乗じて算出することとされているところ、補助対象とならない付属品額を一部含んだ誤った車両価格で交付申請していた。なお、補助金額に影響は出なかつた。</p> <p>・補助対象車両価格</p> <p>(正) 15,539,308 円</p> <p>(誤) 15,761,435 円</p> <p>(差額) 222,127 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、補助対象経費に算定誤りがないか、申請書類の作成者のみではなく、複数名でチェックすることを徹底し、確認体制を強化する。</p>

監査対象団体	太良をふるさとにしてもらう会												
所管課	SAGAスポーツピラミッド推進チーム												
監査執行年月日	令和7年6月19日(書面による監査)												
<p>(監査の結果)</p> <p>【SSP単独寮運営費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>寮生への食事提供については、毎日調理員が調理し提供しているが、調理員が非番の日は適切な寮運営の観点から、弁当を購入・提供している。しかし補助金交付要綱上、弁当購入費は補助対象外経費であるにもかかわらず補助対象経費として実績報告を行っていた。</p> <p>また、補助対象経費である調理員の1日分の人件費を計算誤りにより過大に計上していた。</p> <p>以上のことから、過大に補助金を受領していた。</p> <p>&lt;補助対象経費及び補助金の過大額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使 途</th> <th>補助対象経費の額</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寮生用の弁当購入費</td> <td>101,200円</td> <td>101,000円</td> </tr> <tr> <td>調理員人件費</td> <td>7,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>108,200円</td> <td>108,000円</td> </tr> </tbody> </table>	使 途	補助対象経費の額	補助金額	寮生用の弁当購入費	101,200円	101,000円	調理員人件費	7,000円	7,000円	合 計	108,200円	108,000円	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和7年12月10日付けで補助金実績報告書を再提出した。</p> <p>この補助金実績報告書に基づき、県から令和7年12月22日付けで訂正した金額で補助金の額の確定を受けた。</p> <p>超過交付された補助金は、令和8年1月6日に返還した。(返還補助金額108,000円)</p> <p>今後は、補助金申請に係る書類のダブルチェックを徹底するとともに、補助金申請事務に疑義がある際は、県との協議を徹底する。</p>
使 途	補助対象経費の額	補助金額											
寮生用の弁当購入費	101,200円	101,000円											
調理員人件費	7,000円	7,000円											
合 計	108,200円	108,000円											

監査対象団体	伊万里・有田地区医療福祉組合
所管課	健康福祉政策課(がん撲滅特別対策室)
監査執行年月日	令和7年7月3日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【令和5年度佐賀県がん診療病院施設設備整備費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱において提出が求められている、仕入税額控除額に関する報告がなされていないなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和7年7月4日付けで令和5年度分の仕入税額控除額に関する報告書を提出した。</p> <p>毎年行う消費税申告に合わせ、前年度に受けた補助金交付要綱も併せて確認し、その時期に確実に報告することとした。</p>

監査対象団体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
所管課	健康福祉政策課(がん撲滅特別対策室)
監査執行年月日	令和7年9月11日(書面による監査)
(監査の結果) 【佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金関係】 (1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。 実績報告書に記載した対象経費の実支出額が誤っていた。なお、対象経費実支出額と基準額を比較して少ないほうの額が補助金額となり、基準額が実支出額を下回っていることから、補助金額に影響は出なかった。 ・対象経費実支出額 (正) 26,206,060円 (誤) 26,414,160円 (差額) 208,100円	(措置の内容) ○ 対象経費となる人件費について、人事委員会勧告等に起因する給与改定や産前産後休暇期間の変更による社会保険料の事業主負担額の変更による遡及再計算が発生していないか、複数の担当者にてチェックを行い、確認精度を高める。 ○ 対象経費となる人件費について、支給日基準ではなく実績期間を基準とすることから、対象となる期間を明確に示し、データ抽出を行う。

監査対象団体	社会福祉法人ともしび
所管課	障害福祉課
監査執行年月日	令和7年9月4日(書面による監査)
(監査の結果) 【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】 (1) 補助事業に係る契約事務に関し、適正でないものがあった。 補助事業に係る請負工事の入札において、予定価格が作成されていなかった。	(措置の内容) ○ 入札を行う場合、入札前に予定価格調書を作成しておく必要があることを、事務担当者へ周知した。 今後、補助金交付要綱だけでなく、要綱に付随する関係文書も含め熟読の上、適切な事務処理を徹底する。

監査対象団体	佐賀県青少年育成県民会議
所管課	こども未来課
監査執行年月日	令和7年6月27日(書面による監査)
(監査の結果) 【佐賀県子ども・若者育成支援推進事業費補助金関係】 (1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。 補助事業の完了前に実績報告書を提出していた。 ・補助事業完了日:令和7年3月31日 ・実績報告書提出日:令和7年3月28日	(措置の内容) ○ 同様の事例が生じないよう今回の指摘内容及び必要な事務処理について、県作成のチェックリストを確認し、再発防止に努める。

監査対象団体	鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会
所管課	生産者支援課
監査執行年月日	令和7年6月25日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響は出なかったものの、補助金変更交付申請書における補助対象経費が過大に算定されていた。また、実績報告書に補助対象経費の精算額が記載されていなかった。</p> <p>・補助金変更交付申請書における補助対象経費</p> <p>(正) 7,372,000円</p> <p>(誤) 7,472,000円</p> <p>(差額) 100,000円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助事業の書類確認については、書類を複数人でチェックすることを徹底し、確認体制を強化する。</p>

監査対象団体	公益社団法人佐賀県農業公社
所管課	農業経営課
監査執行年月日	令和7年10月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県農業構造改革支援事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について補助金の額の確定の日の翌年5月30日までに報告を要する旨、補助金交付要綱において定められているところ、報告がなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 佐賀県農業構造改革支援事業費補助金に係る仕入れ消費税相当額について確認したところ該当がなかったため、その旨、令和7年7月15日付け佐農業公第251号により、佐賀県知事あてに報告した。今後は毎年度、適切に対応するよう徹底する。</p>

監査対象団体	一般社団法人佐賀県畜産公社
所管課	畜産課
監査執行年月日	令和7年7月29日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀牛等輸出促進対策事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金変更承認申請書及び実績報告書の添付書類中、事業内容の欄に記載誤りがあり、所管課から修正指示があったが、一部修正が漏れていた。なお、補助金額に影響は出なかった。</p> <p>① 枝肉品質への影響緩和の取組に要する経費 R6.5月分差損額実績、差損額合計</p> <p>② 輸出対応型牛処理施設の稼働に伴う掛かり増し経費 光熱費の計算式の数値</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事業費を整理するために別で整理している積算表から転記する際に、誤って転記していたことから、上席者による複数チェックを徹底する。</p>

監査対象団体	大浦地区土地改良区
所管課	農地整備課
監査執行年月日	令和7年9月25日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金(令和5年度)関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る契約事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>① 補助金交付要綱で、補助事業に係る契約は、「佐賀県ローカル発注促進要領」のとおり県内企業と契約するように努めることとされており、前記要領の中で、元請企業が県外の下請企業と契約を締結する場合は、理由書を元請企業から受領し、速やかに県に提出することとされているが、元請企業が県外の下請企業と契約していたにもかかわらず理由書が提出されていなかった。</p> <p>② 工事の発注に際し、監督員の氏名を相手方に文書で通知していなかった。また、工事の一部を下請業者が施工するにあたって、下請承認の手続きが取られていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 佐賀県ローカル発注促進要領の記載内容を確認し、事務処理体制を事務担当及び工事担当の二重としチェック体制を強化した。</p> <p>また、契約書の記載内容を確認し、事務処理体制を事務担当および工事担当の二重としチェック体制を強化した。</p>

監査対象団体	佐賀県漁業就業者支援協議会
所管課	水産課
監査執行年月日	令和7年7月31日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る物品の管理に関し、適正でないものがあつた。 補助金の交付の条件として整理保管することとされている財産管理台帳について、補助事業により取得した財産の一部が記載されていなかった。</p> <p>(2) 補助事業に係る経理処理に関し、検討を要するものがあつた。 当団体では国の補助事業も実施しているが、電話代等の共通的に発生する経費について、国と県の補助事業でどのように按分して実績額として計上するかが不明確となっている。共通経費については各事業費の割合で按分するなど、合理的な方法で実績額として計上することを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>(1) 財産台帳に記載がされていなかった財産については、監査終了後、速やかに財産管理台帳に記載した。</p> <p>(2) 国及び県の補助事業に係る事務経費については、それぞれの事業に係る経費について整理・区分し、計上していくこととしている。</p>

監査対象団体	佐賀県唐津港利用促進協議会
所管課	港湾課
監査執行年月日	令和7年7月29日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県唐津港利用促進協議会負担金関係】</p> <p>(1) 負担事業に係る物品の管理に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>令和6年度に負担金事業で大型テントを5,400千円で購入しているが、協議会会計規程に備品の管理に関する規定がなかつた。また、同テントの備品台帳はあるが、備品台帳の様式が会計規程に定められていなかつた。</p> <p>(2) 負担事業に係る収入事務に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>イベントに参加し食品を販売しているが、販売収入について会計規程に定める収入の決定が行われていなかつた。</p> <p>また、会計規程で金銭を収入したときは、速やかに取扱金融機関に預金しなければならないと規定されているが、食品の販売収入の収納手続きが遅延していた。</p> <p>・令和6年11月9日、10日 食品を販売、210,000円現金収納</p> <p>・令和7年3月28日 210,000円預金通帳振込</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和8年1月26日に会計規程を改正し、備品の管理に関する規定を設け備品台帳の様式を定めた。</p> <p>○ 会計規程に定められている収入事務について改めて確認し、今後同様の事務処理の誤りがないよう再発防止に努める。</p>

監査対象団体	「肥前窯業圏」活性化推進協議会
所管課	文化課
監査執行年月日	令和7年8月5日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【令和6年度「肥前窯業圏」活性化推進協議会負担金関係】</p> <p>(1) 負担事業に係る物品の管理に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>負担事業で購入した販売用の物品の在庫管理簿について、集計計算の誤りや、配布数の内訳及び不良品として処理した数の記載漏れがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和7年8月5日の監査後、直ちに在庫管理簿の集計計算の誤りを訂正し、配布数の内訳や不良品について適切に管理できるよう、在庫管理簿の様式修正を行った。以降は、新様式の在庫管理簿で運用している。</p>

【出資団体】

監査対象団体	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団
所 管 課	男女参画・女性の活躍推進課
監査執行年月日	令和7年10月17日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 財産管理に関し、適正でないものがあった。 当財団の基本財産管理規程で、現金の管理の状況を常に明らかにするため、預託台帳を作成し備えるものと規定されているが、運用中の資金について作成されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 証券会社が発行する「取引残高報告書」は保管していたが、預託台帳は作成していなかったため、指摘を受け預託台帳を作成した。</p>

監査対象団体	一般社団法人佐賀県畜産公社
所 管 課	畜産課
監査執行年月日	令和7年7月29日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 財産管理に関し、適正でないものがあった。 県から団体に貸与されている佐賀県食肉センターの物件について、老朽化に伴う以下の改修・更新工事を、団体が経費を負担し行っているが、県有財産賃貸借契約書に定める、賃貸借物件の原状変更に係る県承認を受けていなかった。 ・排水処理施設1号機脱水機オーバーホール工事 ほか5件</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ やむを得ず実施しなければならない県有財産の改修に当たっては、県有財産賃貸借契約書第8条に基づき、承認手続及び貸付財産原型変更承認調書の作成が必要であることを、総務課及び施設管理課の担当者に対し、周知を行った。併せて、改修工事の起工何において、財産の所有者の確認や所管課への事前報告の有無等のチェック欄を設ける。</p>

【公の施設の指定管理者】

監査対象団体	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団
所 管 課	さが政策推進チーム
監査執行年月日	令和7年10月27日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県黒髪少年自然の家関係】</p> <p>(1) 提案型事業の事務処理に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>① 提案型事業である食堂の運営には、仕様書に基づき指定管理委託料は充当されず利用者の食事代金のみで運営されることとなっている。このため食堂運営に特化した会計予算が立てられ、指定管理委託料が充当される一般の指定管理業務に係る会計予算との間で収入及び支出のやりとりはない。</p> <p>しかし、一般の指定管理業務に係る実績報告書に添付されている収支予算書の中に、間違つて食堂運営会計からの光熱水費等負担金収入 432 千円及び当該負担金を財源とした光熱水費等支出 432 千円が含まれていた。</p> <p>② 実績報告書収支予算書中、施設維持管理経費の金額に記載誤りがあつた。</p> <p>(正) 20,460 千円 (誤) 22,240 千円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事業報告書の変更を令和8年3月5日付けで提出した。</p> <p>○ 今後の再発防止に当たり、団体内で事案を共有し、適正な処理を徹底するよう改善を図つた。</p>

2-2 所管課に対するもの

【財政的援助団体関係】

所 管 課	法務私学課(私立中高・専修学校支援室)
監 査 対 象 団 体	学校法人佐賀清和学園
監査執行年月日	令和7年10月7日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>運営費補助のうち、教育改革推進加算補助については、交付要綱の付属書類において対象事業が例示されており、「危機管理体制の整備」に関する対象事業では「施設・設備等の安全点検」と記載されているが、運用では点検に留まらず、点検で発見された不備事項を改善するための補修工事も補助対象とされている。</p> <p>対象事業の範囲が明確となるよう、運用に合わせて交付要綱の付属書類の改正を検討されたい。</p> <p>【佐賀県私立高等学校運営費補助金(魅力づくり枠加算)関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>補助金交付額に重複はなかったが、当該補助金の補助対象経費が、他所属の補助金の補助対象経費と一部重複していたので、他の補助金の補助対象経費については補助対象外とする旨記載するなど、補助金交付要綱の改正を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助対象経費が明確になるよう補助金交付要綱の改正を行い、令和7年度の補助金から適用することとした。</p> <p>○ 交付要綱を改正し、県の他の補助金の補助対象経費を補助対象外とする旨を規定し、令和7年度の補助金から適用することとした。</p>

所 管 課	空港課
監 査 対 象 団 体	三愛アビエーションサービス株式会社
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 7 月 14 日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀空港給油体制強化事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>職員への通勤手当額が補助対象とされているが、3か月分前払で支給した職員が転勤により2か月分の返納が生じ、実支給額が1か月分になったにもかかわらず、3か月分を補助対象とし、過大に補助金を交付していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過大に補助対象とした通勤手当額 26,472 円</li> <li>・過大補助金交付額 3,309 円(過大対象額の 1/8)</li> </ul>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金申請に係る書類を複数人でチェックするなど、確認体制を強化し、適切な事務処理に努めていく。</p> <p>関係団体に対しては、職員の転勤などにより補助対象経費の変動が生じる見込みがある場合には、所管課あてに事前連絡を徹底されるよう依頼した。</p>

所 管 課	交通政策課(地域交通システム室)
監 査 対 象 団 体	JR九州バス株式会社
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 6 月 25 日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県バス運行対策費補助金(車両減価償却費等補助金)関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象とならない付属品額を一部含んだ誤った補助対象車両価格での交付申請書を受理し、額の確定をしていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 当該補助金の補助対象経費の考え方は、国の補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)に準じている。</p> <p>今後、交付申請書の審査については、国の実施要領との照合や国にも確認の上、補助対象経費を精査し、適正な事務処理を行っていく。</p>

所 管 課	SAGAスポーツピラミッド推進チーム
監 査 対 象 団 体	太良をふるさとにしよう会
監査執行年月日	令和7年6月19日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【SSP単独寮運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>学校の生徒を10名以上居住させる寮を運営する団体に対して補助を行うこととされているが、要綱で定める交付申請書及び実績報告書の様式に寮生の人数を記載する箇所がなかった。</p> <p>寮生の人数を確認できるように要綱様式の見直しを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和8年2月10日付けで補助金交付要綱の改正を行い、補助対象経費及び補助要件である寮生の人数を確認できるように要綱様式の見直しを行った。</p>

所 管 課	健康福祉政策課(がん撲滅特別対策室)
監 査 対 象 団 体	伊万里・有田地区医療福祉組合
監査執行年月日	令和7年7月3日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【令和5年度佐賀県がん診療病院施設設備整備費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る団体への指導に関し、適切でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱において提出が求められている仕入税額控除額に関する報告が、団体から提出されておらず、提出の督促も行っていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 仕入税額控除額に関する報告書の提出依頼を額の確定通知の際に合わせて行うよう徹底する。</p>

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人ともしび
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 9 月 4 日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>① 補助事業者から補助事業に係る請負工事の入札結果が報告されているが、予定価格が作成されていないことに気づかず受理していた。</p> <p>② 補助金交付申請書に掲載されていた実施設計費及び工事管理費(設計管理費)に係る経費が掲載されていない実績報告書を受領し額の確定を行っていた。なお補助金の算定には影響は出なかった。</p> <p>(2) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>本補助事業の補助対象経費は、補助金交付要綱別表において、障害福祉施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とされている。</p> <p>補助事業者は労務管理費、交通・通信費等事務的な経費を補助金交付要綱別表の工事事務費ではなく工事請負費(現場管理費)として整理しているが、どのような経費が工事事務費に該当するのかが明らかになるよう、要綱文言の整理、補助対象経費の補足説明の作成などを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、補助事業者が所管課へ提出する契約事務の事前届出を受領した際、その内容が入札を行うものである場合は、入札前に予定価格調書を作成しておく必要があることを周知徹底する。また、補助事業者が所管課へ提出する契約締結後の届出を受領した際、添付書類である入札結果に予定価格が記載されていることを確認徹底する。</p> <p>○ なお、補助事業者から、内容を修正した実績報告書を再提出させ、内容について審査し受理した。</p> <p>○ 補助金交付要綱を改正し、令和7年度の補助金から適用することとした。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	佐賀県青少年育成県民会議
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 6 月 27 日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県子ども・若者育成支援推進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業の完了前に提出された実績報告書を受理していた。また、額の確定通知の際に、変更交付決定で過大となった補助金額がまだ返納されていないにもかかわらず、交付済補助金額として返納完了後の金額を記載していた。</p> <p>・額の確定通知における交付済補助金額  (正) 7,109,000 円 (誤) 6,703,634 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 課内職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに、チェックリストを作成、団体にも共有し、不備等ないか確認を徹底することとした。</p> <p>今後は、適切な事務処理に努めていく。</p>

所 管 課	こども家庭課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人慈恵会
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 10 月 6 日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県児童家庭支援センター運営事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で補助金交付申請書の様式を定めており、当該様式中に添付書類として、「事業の内容及び補助金所要額調書(別紙1)」、「事業実施計画書に基づく具体的な年間事業計画資料(別紙様式)」、「収支予算書(別紙様式1)」とあるが、いずれも具体的な様式を定めていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和 8 年 2 月 13 日に補助金交付要綱を改正し、様式及び様式に紐づく別紙等について整備を行った。</p>

所 管 課	産業人材課
監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会
監査執行年月日	令和 7 年 7 月 14 日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県シルバー人材センター連合会事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>補助金交付要綱では補助対象経費に消費税及び地方消費税を含める(仕入控除税額を差し引く)規定となっているが、所管課では補助対象経費から消費税及び地方消費税を除いた金額で補助金交付申請を行うよう指導している。要綱と運用が一致するよう、要綱若しくは運用の見直しを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 措置内容の担当者周知を図り、要綱と運用が一致するよう、当該補助金交付要綱を改正し、令和 8 年 2 月 20 日に団体宛に通知した。</li> <li>○ 具体的には、要綱内の補助対象経費に消費税及び地方消費税を含める規定を削除した。</li> <li>○ 今後は、申請の審査において、要綱と運用が一致しているか、確認を徹底する。</li> </ul>

所 管 課	生産者支援課
監 査 対 象 団 体	鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会
監査執行年月日	令和 7 年 6 月 25 日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>① 補助対象経費の精算額が記載されていない実績報告書を受理し、額の確定を行っていた。</p> <p>② 補助事業変更承認申請書及び実績報告書の具体的な様式が示されておらず、以下のとおり適正でない変更承認申請及び実績報告が行われ、所管課において受理されていた。補助事業者に対し適正な様式を示し、是正を指導されたい。</p> <p>(変更承認申請書)</p> <p>収支予算書について、補助事業年度における変更前と変更後の予算額を対比させるべきところ、変更後の予算額と前年度の予算額を対比させる様式となっている。</p> <p>(実績報告書)</p> <p>前年度予算額及び精算額と本年度予算額及び本年度精算額を対比させる様式となっている。</p>	<p>(措置の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績報告書の審査において、様式に従った本年度精算額が記載されているか、ダブルチェックを徹底し確認を行う。</li> <li>○ 変更承認申請書及び実績報告書の様式を適正な対比ができるように項目を改正し、補助事業者に対して通知、指導した。</li> </ul>

所 管 課	農業経営課
監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県農業公社
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 10 月 9 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県農業構造改革支援事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る団体への指導に関し、適切でないものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱で、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について補助金の額の確定の日の翌年5月30日までに団体から報告を要する旨定められているところ、なされていなかったが、団体に対し督促等を行っていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 佐賀県農業構造改革支援事業費補助金に係る仕入れ消費税相当額について、その状況を報告するよう団体に対して指導した。</p>

所 管 課	畜産課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県畜産公社
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 7 月 29 日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀牛等輸出促進対策事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>団体から提出された補助金変更承認申請書及び実績報告書の添付書類中、事業内容の欄に記載誤りがあり、修正を指示したが、その後の確認が不十分で、記載誤りが残っている補助金変更承認申請書及び実績報告書を受理していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事業費を整理するために別で整理している積算表にて、金額のチェックを行っており、転記が適正になされているのかのチェックができていなかったことから、細かな金額の転記を不要とするよう、補助金変更承認申請書及び実績報告書の様式を見直し、令和 8 年 3 月 24 日付けで補助金交付要綱の改正を行った。</p>

所 管 課	林業課
監 査 対 象 団 体	佐賀県森林組合連合会
監査執行年月日	令和7年6月23日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>当該補助事業では、補助事業者が計画承認申請書を提出し、承認を受けた後、補助金交付申請書を提出する流れとなっているが、同一の書類の添付を要するなど、事務の一部に重複が見られる。</p> <p>事務効率化の観点から、手続の一本化など見直しを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事業計画承認申請時と交付申請時に同一の書類を添付することがないよう令和8年3月9日付で改正を行った。引き続き事務効率化を図るよう、補助事業者と密接に連絡を取り検討していく。</p>

所 管 課	林業課
監 査 対 象 団 体	佐賀県山林種苗緑化協同組合
監査執行年月日	令和7年6月19日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【サガンスギの森林100年構想事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱に定める補助金交付の条件の一部が、交付決定通知の際に記載されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和8年度以降の補助事業実施時には、交付決定通知において条件を記載することとする。また、担当者及び上席者による確認を徹底し、適正な事務執行に努める。</p>

【出資団体関係】

所 管 課	畜産課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県畜産公社
監査執行年月日	令和7年7月29日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 財産管理に関し、適正でないものがあった。</p> <p>県が一般社団法人佐賀県畜産公社に貸与している佐賀県食肉センターの物件について、県は以下の工事による県有財産の改修を知らずながら、県有財産賃貸借契約書に定める賃貸借物件の原状変更承認の手続を行っていなかった。</p> <p>・工事名:排水処理設備 ポリ硫酸第二鉄貯留タンク更新工事</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ やむを得ず実施しなければならない県有財産の改修に当たっては、県有財産賃貸借契約書第8条に基づき、承認手続及び貸付財産原型変更承認調書の作成を確実に実施するよう、所管課及び対象団体の関係職員に対し、周知を行った。さらに、対象団体から事前報告があった場合に、所属内で情報共有を行う。</p>

【公の施設の指定管理者関係】

所 管 課	さが政策推進チーム
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団
監査執行年月日	令和7年10月27日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県黒髪少年自然の家関係】</p> <p>(1) 指定管理に係る事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>以下の誤りのある実績報告書を受理していた。</p> <p>① 食堂運営業務以外の一般の指定管理業務に係る実績報告書に添付されている収支予算書の中に、間違っって食堂運営会計からの光熱水費等負担金収入及び当該負担金を財源とした光熱水費等支出が含まれていた。</p> <p>② 実績報告書収支予算書中施設維持管理経費の金額に記載誤りがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 団体から資料が提出された時点で誤りに気が付くためにチェックを徹底するよう改善を図った。</p> <p>○ 令和8年3月5日付けで提出された事業報告書の変更を受理した。</p> <p>○ 令和7年度以降の募集要項及び仕様書に、食堂運営事業の取り扱い及び提案型事業の運用について明記した。</p> <p>○ 少年自然の家3施設の指定管理者に対する運営会議を令和8年2月5日に実施し、提案型事業の正しい運用について改めて周知を行った。</p>

所 管 課	港湾課
監 査 対 象 団 体	小城市
監査執行年月日	令和7年7月25日(書面による監査)
<p>(監査の結果)</p> <p>【ムツゴロウ公園関係】</p> <p>(1) 指定管理に係る事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>管理運営に関する協定書で、指定管理者から事業報告を受理したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者に通知するとともに公表するとされているが、公表していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指定管理者からの事業報告について、令和7年8月8日に公表した。</p> <p>○ 管理運営に関する協定書について改めて確認し、今後同様の事務処理の誤りがないよう再発防止に努める。</p>

所 管 課	男女参画・女性の活躍推進課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団
監査執行年月日	令和7年10月17日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター関係】</p> <p>(1) 指定管理に係る事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>管理運営に関する協定書で、指定管理者から事業報告を受理したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者に通知するとともに公表するとされているが、公表していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事業報告について、令和7年8月19日に県ホームページで公表した。</p>